

前近代型政軍関係の一研究-屯田兵制度に注目して-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2013-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小森, 雄太 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14984

前近代型政軍関係の一研究

——屯田兵制度に注目して——

A Survey of Early Modern Civil-Military Relations:

Focusing on the Japanese Pioneer-Soldier System

博士後期課程 政治学専攻 2008年度入学

小 森 雄 太

KOMORI Yuta

【論文要旨】

本稿は前近代型の政軍関係について、明治期の我が国において採用された屯田兵制度を事例に検討するものである。

政軍関係に関する研究は、これまで国家中枢における「社会と軍部の関係」や「政治と軍部の関係」、「産業と軍部の関係」の何れかに注目して分析を行うことが主流であった。しかし、特に冷戦崩壊以降、国連平和維持活動が実施されている地域の社会と派遣されている平和維持部隊との関係や災害等の危機管理における地域住民と救援部隊との関係に関する研究が幾つか発表され、政軍関係研究は新たな局面を迎えている。本稿では、この様な政軍関係研究の動向を踏まえ、明治初期の我が国において運用された屯田兵制度を事例として、前近代型の政軍関係を検討する。

また、屯田兵に関する事例研究に関して述べるならば、周知の様に屯田兵に関する研究は数多く存在するものの、政治学や軍事学からの分析はそれ程多くは無い。本稿は屯田兵制度を事例に政軍関係を分析することを目的としている。しかし、本稿で用いる政軍関係理論の様な政治学的視点から屯田兵制度を検討した研究は殆ど無く、本稿の分析結果は屯田兵制度に対する新たな視点を提供するものであると考える。

【キーワード】 政軍関係, 屯田兵, 北方警備, 地域開発, 安全保障

- 1 問題の所在
- 2 屯田兵とは何か

3 屯田兵制度に見る明治初期の政軍関係

4 結語

1 問題の所在

本稿は前近代型の政軍関係について、明治期の我が国において採用された屯田兵制度を事例に検討するものである。

文民と軍部が未分化である前近代型政軍関係に関する研究は多く、近代以前には、マキャヴェッリ (N. Machiavelli) やトクヴィル (C. A. H. C. Tocqueville) 等が「社会と軍隊の関係 (social-military relations)」に注目した分析を行っている¹。また、この視点を発展させた政軍関係に関する研究については、比較政治学の分野を中心として、盛んに行われている²。

しかし、政軍関係研究の目的は、その大家であるハンチントンが述べている様に、「(クーデタ等を起こす) 軍に対する文民統制」と「(戦争等の軍事に対応する) 軍による安全保障」を如何に両立させるかということである³。そうであるならば、「社会と軍事の関係」のみの研究では不十分であり、「政治と軍事の関係 (politico-military relations)」や安全保障にも目を配る必要がある。

ところで、我が国を含めた各国における政軍関係を取り上げた研究においては、「社会と軍部の関係」を中心に「政治と軍部の関係」や「産業と軍部の関係 (industrial-military relations)」の何れかに注目して分析を行うことが主流であった⁴。しかし、特に冷戦崩壊以降、国連による平和維持活動 (PKO: United Nations Peacekeeping Operations) が実施されている地域の社会や政府と派遣されている平和維持軍 (PKF: United Nations Peacekeeping Forces) との関係や災害等の危機管理における地域住民と救援部隊との関係に関する研究が幾つか発表され、政軍関係研究は新たな局面を迎えている⁵。

この冷戦崩壊以降に発表された研究は、何れも現場である派遣先における住民や政府 (= 文民) と派遣部隊 (= 軍部) の関係を分析対象としたという点において、注目に値する。これらの関係に関する研究は、言わば「現場における政軍関係」の研究とみなすべきものである。それ故に、国家中枢における政府や産業と軍首脳部との関係に注目してきたこれまでの研究とは、一線を画していると考えられる。この国家中枢における政軍関係に注目していたのは、現代政治分析に限ったことではなく、我が国における統帥権干犯問題 (1930年) や満州事変 (1931年) への関心が示す様に、歴史分析においても同様である⁶。

しかし、官僚制研究において既に行われている様に、中央の命令が現場に到達する際に変化することは、どの時代でも変わらず、しかも、発令した為政者が意図しない形に変化することもしばしばである⁷。仮に変化しないとしても、その命令及びその命令の効果は、中央政府における政治状況を反映したものであることは間違い無く、現場の状況を分析することは、中央政府の動向を直接的或いは間接的に分析し得るものであり、意義あるものである。これを踏まえると、現場に注目し

た昨今の政軍関係研究に取り入れられている視角は、斬新かつ有意義であると考え。本稿では、このような政軍関係研究の現状を踏まえ、「現場における政軍関係」という視点から、屯田兵制度を事例に前近代型の政軍関係の実態を明らかにする。

また、屯田兵に関する事例研究に関して述べるならば、周知の様に屯田兵に関する研究は数多く存在する。しかし、その多くは都市計画や社会史からの分析が多く、政治学や軍事学からの分析はそれ程多くはない⁸。本稿では、屯田兵制度を事例に政軍関係を分析することを目的としているが、分析手法である現代政治理論を用いて、屯田兵制度を検討した研究も殆ど無く、本稿の分析結果は、屯田兵制度に対する新たな視点を提供するものであると考える。

2 屯田兵とは何か

(1) 中央政府（明治新政府）の北海道に対する認識

1867年10月の大政奉還に伴い、政権が明治新政府に移管された。明治新政府は、1868年2月に箱館裁判所を設置し（直後に箱館府に昇格）、対北海道政策を開始している。ただし、この時期はまだ戊辰戦争（1868-69年）が終結しておらず、北海道では最後の戦いである箱館戦争が発生し、暫く中断することとなった⁹。

戊辰戦争終結後、北海道の総合行政を担当する官庁として、開拓使が設置された。なお、この開拓使は、現在設置されている国土交通省北海道局（内局）や同省北海道開発局（外局）とは異なり、大蔵省や外務省と同格の中央官庁であった。この開拓使の扱いは、「蝦夷地之儀ハ皇国ノ北門」という当時の明治新政府の認識を反映したものであると考えられる。

また、当時の開拓使は統治能力が伴っていなかった為、大名等の有力者に声を掛けて、北海道を分領して、開拓を行わせている。しかし、分領を受けた殆どの者が開拓の経験を有していなかった為、実績は芳しくなかった。結局、1871年に分領は中止され、再び開拓使が直接統治を行うことになった¹⁰。

この開拓使が実効的な政策が行える体制を整えるのは、黒田清隆が開拓使次官に就任した1870年以降である。とは言え、それまでの間にも、開拓使本庁の函館（1869年に改称）から銭函への移設が行われた。その後、1871年には、札幌へ移設されている。

1871年には、事実上の開拓使初代長官である東久世通禧が侍従長に就任する為、長官を辞職した。これを受けて、開拓使次官として、樺太関係業務に専従していた黒田が次官ではあるものの、開拓使全体を所管する事実上の長として、北海道の統治を担当することとなった。1874年には長官に昇進したが、北海道に赴任しない形で執務を行った。

黒田は、自身の業務拡大に先立って、「現状の政策では、樺太を3年維持することすらも難しいこと」及び「ロシアに対抗する国力を充実させる為に、北海道をより積極的に開拓する必要があること」を建議した。この建議を受けて、太政官では「開拓使10年計画」と呼ばれる予算総額1000万円の総合開発計画を決定した。

この潤沢な予算を用いて、開拓使はお雇い外国人（H. ケプロンや E. ダン，L. ベーマー，W. S. クラーク，W. P. ブルックス）を招聘すると共に、道路等の社会インフラ整備を行った¹¹。しかし、広大な北海道に社会インフラを完全に整備することは難しかった為、産業育成に政策を転換することとなった。また、北海道の開発が遅々として進まないことを鑑み、樺太からの撤退も検討され始めることとなった。最終的に、樺太・千島交換条約締結（1875年）により、樺太からは正式に撤退し、北海道及び千島列島の開発に注力することとなったのである¹²。

その後、開拓使10年計画に従って、開拓は進められた。開拓使は1882年に廃止され、北海道は札幌、函館、根室の各県に分割された。これに伴い、開拓事業を継続する為に、関係者が経営する民間企業に、開拓使が所有していた各種施設・設備を払い下げる事が決定した。この払い下げを行う際に、それまでの払い下げ規則を無視した安値で払い下げたことが、明治期最大の疑獄である「官有物払下げ事件」である¹³。この事件は、当時我が国において喫緊の課題であった立憲体制制定の問題と結び付き、最終的には、明治14年政変（1881年）というクーデタにまで発展した。その結果、当時参議として政権を担っていた大隈重信が下野し、この疑獄の当事者である黒田も内閣顧問という閑職に追いやられることとなった¹⁴。

しかし、このような経緯を経て、分割統治される様になったものの、行政効率が悪かった為、再度統合し、1886年に北海道庁が設置されることとなった¹⁵。この後、北海道は本土からの移住者によって、道内各地で開拓が行われ、発展していくこととなる。

以上、開拓使等の官庁による対北海道政策の変遷に注目して、検討を行った。その政策は、時期によって多少の軽重の差はあるものの、一貫して対露対策であったことが推測出来る。また、政府全体の政策の中でも、対北海道政策の比重は大きかったと考えられる。これは、当時の苦しい財政事情の中でも、開拓使10年計画を進める等したことからも明らかである。そして、この対露対策は複合的に行われたが、その安全保障的側面を担ったのが屯田兵である。

(2) 屯田兵設置の経緯

屯田兵とは、蝦夷地（後の北海道、以下北海道と称する）の警備及び開拓並びに失業者対策を目的として、1874年に制定された屯田憲兵例則に基づいて、設置された部隊である。この屯田兵について、軍事的側面から検討した先行研究は、前述の様に皆無であり、本稿では数少ない研究である原剛の論考を基に検討を行う¹⁶。

北海道開発の為に屯田制を採用するという動きは、明治維新以降、多くの有識者から主張されていた。その最初の事例としては、榎本武揚による北海道開発であり、戊辰戦争における最後の戦役である箱館戦争（1869年）開戦直前に、北海道各地に部隊を派遣し、屯田制を実施している。

しかし、本稿で対象とし、巷間知られている屯田制は、1870年に北海道の総合行政を担当する開拓使が提案したものである。これについて、当時、明治政府内で最有力者であった西郷隆盛も同調しており、自らが部隊指揮官として、北海道に赴くとも主張していた。西郷はその後、明治六年

政変（1873年）で敗北した為、下野することとなったが、西郷の意思を継いだ黒田清隆によって、改めて太政官に建議されたのである。

一方、この時期の樺太は、日露両国の国民が雑居しており、住民間の衝突が頻発していた。しかし、明治維新直後で樺太警備の為の戦力を用意出来る国力を有していなかったため、1873年には、「樺太放棄論」が黒田によって建議された。その後、黒田は前言を翻し、「樺太出兵論」を建議したが、これは同時期に明治政府内における最大の政治問題であった征韓論の亜種であり、多分に政治的な主張であると考えられる。しかし、開拓使に勤務していた永山武四郎（後の陸軍第7師団長）等は、同時期に北海道の警備に関する建白書を当時の右大臣である岩倉具視に提出し、安全保障と治安を担保する為の部隊設置を求めている。

この永山等の建白書提出に続いて、黒田による屯田兵設置の建議が行われた。この建議は、これまで行われた建議とは異なり、経費や人員の確保についても詳述したものであった。この中で黒田は屯田兵の業務の担当省庁について、軍事関係は陸軍省、開拓関係は開拓使がそれぞれ担当することを提案している。この建議は、直ちに太政官において審議され、1873年12月に屯田兵の設置が承認されたのである。

しかし、設置は決まったものの、屯田兵による業務の主管を開拓使と陸軍省に分割した為、屯田兵を指揮すると考えられていた黒田が軍隊の階級を持っておらず、指揮・命令を行うことが出来ないという問題が発生した。これについて、以前永山等と屯田兵設置の建白書を提出していた安田定則と永山盛弘が「黒田に階級を与えること（＝指揮権を与えること）」を建議した。また、この屯田兵設置を知ったロシア政府から屯田兵設置による戦力増強に対し、懸念を示すという問題も生じた。その結果、屯田を行う部隊は正規軍ではなく、憲兵とすべきであるという意見が陸軍省から提案された。最終的に、1874年に「屯田憲兵例則」が制定され、北海道での屯田制が実施されることとなった。この屯田憲兵例則の制定を受け、早速2個中隊が北海道に派遣された。この派遣について、北海道の面積から考えるとその影響力は微々たるものであるとする意見もあるが¹⁷、軍事的プレゼンスを考慮すると、2個中隊であっても、ロシアにとって、その影響力は無視出来なかったと考えられる。

以上を総合すると、屯田兵設置の動機はロシアとの紛争を抱え、樺太や北海道の警備体制を早急に確立することを求められたことである。これは換言すると、対露対策、より一般的に言うとな安全保障の確立が屯田兵設置の動機に占める割合は、決して小さくなかったということである。

(3) 屯田兵制度の展開

1874年の琴似（現在の札幌市郊外）での屯田兵村設置を皮切りに、続々と屯田兵村が設置され、その設置地域も石狩地方から道央や道東へ広がっていった。この設置地域の拡大に伴い、北海道全体の部隊規模も拡大した¹⁸。

明治維新以降最大の土族反乱である西南戦争（1877年）に際しては、1個大隊が派遣された。ま

た、増派部隊派遣の為、予備役の公募を行うと共に、屯田予備兵条例を制定した。結局、この予備兵は西南戦争には派遣されなかったものの、屯田兵の規模は、正規兵と合わせると戦争前と比較して、約2.5倍に増大している¹⁹。

その後、開拓使廃止（1882年）に伴い、それまで開拓使屯田事務局が主管していた屯田兵に関する業務が陸軍省に移管されることになったが、陸軍省は経費の支出や指揮・命令系統の維持（志願兵と徴兵の違い）を理由として、この業務移管に消極的な態度を示した。しかし、北海道の発展に伴う人口増大による治安の悪化やロシアの脅威に対応する為、陸軍省は屯田兵を国内の他の地域の部隊と同様に扱うことを決定し、1885年に屯田兵条例を制定した²⁰。この結果、これまで半ば植民地警備部隊として扱われてきた屯田兵が名実共に正規軍の一員となったのである²¹。

屯田兵条例と共に、屯田兵本部概則が制定され、屯田兵の司令部機能が屯田兵本部に移管された。その後、物心両面の増強が行われ、更に規模を拡大していった。1889年には、国内に設置されていた鎮台の師団への改編に合わせて、屯田兵規則及び屯田兵本部概則の改廃が行われ、新しい屯田兵規則が制定され、旅団級の屯田兵司令部が設置された²²。

この頃、屯田兵にとって最大の脅威であるロシアは、これまでのカムチャッカ半島経由の南進政策を改め、満州方面からの南進政策を採用した²³。この結果、北海道に対する直接的な脅威が無くなり、屯田兵村は石狩川流域に沿って、道北へ拡大することとなった²⁴。

このロシアの政策転換と時を同じくして、朝鮮半島では甲午農民戦争（東学党の乱）が発生し、これに清国が介入した為、我が国も朝鮮半島に派兵し、日清戦争（1894-95年）が勃発した。戦況は我が国に優位な形で推移し、開戦から8ヶ月後の1895年2月には、講和会議が設定された²⁵。しかし、交渉が難航したことを受けて、主戦場である朝鮮半島へ更なる増派を行う為、同年3月に屯田兵司令部に動員命令が発令された。この動員命令に合わせて、これまで旅団級部隊であった屯田兵司令部を師団級部隊へ改編することが大本営から提案され、閣議決定を経て、臨時第7師団へと改編されることとなった。

ところで、この動員命令に対応する為の派遣準備自体は、宣戦布告が行われた8月1日前後から行われていたが、戦況が我が国に優位な形で進んでいた為、朝鮮半島への派遣命令は、暫く発令されなかった。これは、和平交渉が膠着状態に陥った場合に、朝鮮半島への増派によって、我が国優位の戦況を決定付ける切り札として、屯田兵司令部を温存していたからだと言われている。

結局、動員命令が発令され、小樽港や根室港から陸路や海路を経て、東京へ派遣されたものの、和平交渉が成立し、下関条約が締結されたことを受けて、朝鮮半島に派遣されることなく、6月に北海道に帰還し、復員解散となり、屯田兵としての最後の戦役を終えたのである²⁶。

（4）屯田兵のその後

屯田兵司令部の臨時第7師団への改編に先立ち、師団が担当する地域である師管区（第7師管区）及び隷下の旅団や大隊が担当する地域である旅管区や大隊区を設定する勅令が発令され、北海

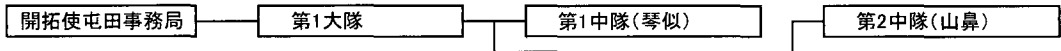
道での徴兵令施行及び部隊の常設化が目指された。

この勅令は、日清戦争の勃発に伴い、施行が延期されていたが、終戦後の1895年8月から事務規定等の施行規定の検討・整備が行われ、1896年1月に施行された。この一連の勅令施行に伴い、屯田兵司令部から改編された臨時第7師団は、常設部隊である第7師団に改編され、軍制の観点から見ると漸く本土と同等の体制が整ったのである。ただし、屯田兵も引き続き存在し、徴兵によって構成された部隊（第7師団）と志願兵によって構成された部隊（屯田兵）が混在する状態となった²⁷。

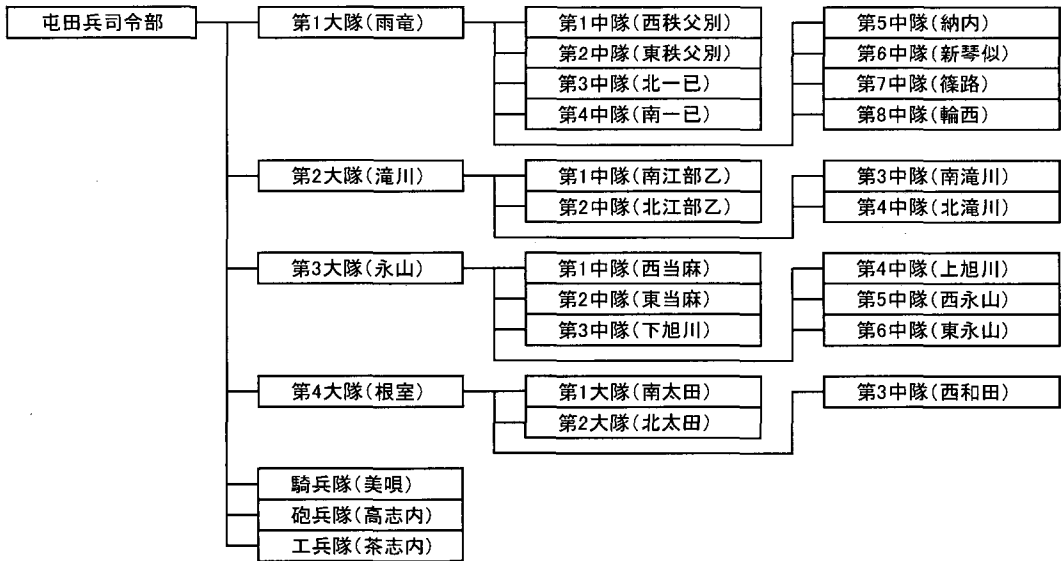
その後、第7師団の拡充と先行して入植した第1大隊の予備役及び後備役編入に伴い、規模を縮小し、最終的に1904年の第3大隊の予備役編入をもって、国防制度としての屯田兵は終焉を迎えたのである。

屯田兵の部隊構成の変遷(1876-1904年)

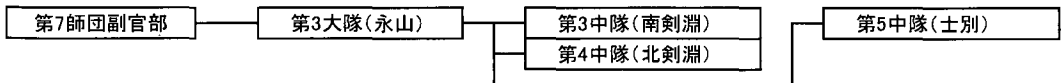
①屯田兵制度開始直後の編制(1876年)



②第7師団設置時の編制(1896年)



③屯田兵廃止時の編制(1904年)



伊藤廣『屯田兵の研究』(同成社、1992年)をもとに作成。

3 屯田兵制度に見る明治初期の政軍関係

(1) 明治初期の政治状況

前述の様に、北海道開発は中央政府主導で行われてきた。その間、中央省庁であった開拓使の廃止及び地方支分部局である北海道庁の設置という大きな動きはあったものの、基本的には役所間の問題であったと考えられる。また、帝国議会設置（1889年）や北海道参事会及び北海道会設置（1901年）という動きもあった。しかし、これらは設置直後ということもあって、明治末期や大正期の様に大きな影響力を有してはいなかった²⁸。それ故に、明治初期の我が国における政軍関係は、省庁間或いは中央政府と出先機関との間の関係とみなすことが出来る。

周知の様に明治新政府は、明治維新で重要な役割を担った薩長土肥の各藩出身者を中心に構成されていた²⁹。その中心人物であり、「維新の三傑」と呼ばれていた木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通は、屯田兵制度が施行された直後である1877年前後にこの世を去っていた為、屯田兵制度はその黒田を始めとする次の世代によって、企画・実施されていた。しかし、前述の様に西郷は、屯田兵制度に並々ならぬ関心を抱いており、その理念は西郷の死後に黒田が屯田兵設置の建議を行うきっかけとなっている。

本稿で取り扱っている屯田兵制度が運用されていた当時（1874-1904年）、我が国の政治体制は、立憲政体の確立を目指し、組織の改廃が行われていた。その過程において、制定を予定していた憲法の基本理念を、君主大権を認めるプロイセン憲法（ビスマルク憲法）と立憲君主制を掲げるイギリス型の国家構造の何れを選択するののかという問題が持ち上がった³⁰。前者の代表的な論者は長州藩出身の伊藤博文と井上馨であり、後者の代表的な論者は肥前藩出身の大隈重信であった。しかも、この対立に当時、薩摩藩出身の松方正義が主導した財政政策（松方財政）の是非や明治天皇による親政を望む宮中関係者による政治介入が行われる等、政治状況は極めて不安定であった³¹。

この不安定な政治状況を更に混乱させたのが、民撰議院設立建白書の提出（1874年）を契機として勃興した自由民権運動である。この自由民権運動の高まりを受けて、1880年には参議を始めとする政府内の有力者から、憲法制定に関する意見聴取が行われることになったものの、前述の様な伊藤・井上と大隈の対立が露見することとなったのである³²。

この対立を政変に変えたのが、前述の開拓使廃止の際に発生した「官有物払下げ事件」である。この事件は、当時のマスコミ（東京横浜毎日新聞及び郵便報知新聞）によって報道されたが、あまりにも廉価での払い下げに反対した大隈は、このマスコミ報道に同調し、公然と反対の論陣を張った。この明治新政府に対する「利敵行為」に対して、伊藤と井上は大隈を追放した上で、10年以内に国会を開設することを決定した³³。

その後、1885年に内閣職権が制定され（1889年に内閣官制に改正）、1889年に大日本帝国憲法（明治憲法）が公布された。そして、1890年には、第1回帝国議会が召集され、我が国の政治体制は、名実共に立憲体制へと発展していったのである³⁴。

述べている³⁷。

そもそも、兵部省及び陸海軍両省並びに陸海軍統帥部（参謀本部及び海軍軍令部）が指揮・命令を行うべき部隊（御親兵）を設置する為に人員を提供したのは、前述の薩長土肥の各藩である。それ故に、各藩出身の有力者が安全保障政策を主導するのは当然であり、明治初期の我が国における政軍関係が、これら有力者による主体的文民統制であったと結論付けられる。

この中央政府における政軍関係は当然、現場における政軍関係も規定することとなった。本稿で事例として取り扱っている屯田兵制度も例外ではなく、前述の屯田兵設置の経緯を鑑みると、永山武四郎等の現場担当者からの提言はあるものの、基本的には西郷や黒田といった当時の政府における有力者によって主導されている。即ち、屯田兵制度は、中央政府における政軍関係を反映したものであると考えられる。

また、当時の政軍関係に最も影響を与えた要因としては、ロシアの南進政策が挙げられる。この政策の具体的な活動である北海道の開拓及び警備の何れも安全保障に直結する活動であり、その実施を担った屯田兵は、これらの政策を具現化した存在であると考えられる。

一方、この時期に発生した政軍関係に直接的な影響を与えた事件としては、竹橋事件（1878年）が挙げられる。この事件は、西南戦争に参加した近衛師団の下士官兵が恩賞に対する不満を理由として起こしたクーデタである。この事件をきっかけとして、軍部の政治介入を防止することを目的とした軍人勅諭が下賜されたことは、周知の通りである³⁸。

竹橋事件が発生した明治初期における統帥権は、軍政事項を除いた軍令事項に関する権限であり、昭和初期の様に軍政事項を含む用兵上の観点からの権限とは、異なるものである³⁹。しかし、近衛兵主義が浸透し、「ブリートリアン・ソサエティ（praetorian society）⁴⁰」と化していた昭和期の政軍関係とは異なり、統帥権が政軍関係に決定的な影響を持つ制度として看做されていなかった為、政軍関係に影響を与える機能を有してはいなかった⁴¹。それ故に、元老等の強力な文民によって、軍部を掣肘出来る政治体制、即ち主体的文民統制が成立していたと看做し得るのである。

これは現場である屯田兵も例外ではなく、設置段階から廃止に至るまで、一貫して元老等の政府における有力者によって、主導されていた。この屯田兵の歴史は、一地方部隊であっても、国家中枢における政軍関係に影響を受けることを顕著に示したものである。また、屯田兵は他の師団や鎮台とは異なる設置経緯を辿ってきたが、その様な制度の違いも国家中枢における政軍関係には、大きな影響を与えるものではなかったということである。とは言え、この時期は同時に立憲体制が目指されると共に国力増強に伴う軍部の専門職化によって、近代的な政軍関係が構築される素地が形成されつつあったことは、留意する必要がある⁴²。

4 小結

本稿の分析を通じて、明治初期における安全保障政策への傾注や当時の政治体制は、文民統制との均衡を配慮する余力が無かったと推測し得るものであったことを論証した。これは、明治初期の

我が国における政軍関係が途上国における政軍関係の典型とも言うべきものであり⁴³、先進国を念頭に置かならば、文民統制と安全保障の均衡を念頭に置いた近代型政軍関係とは、大きく異なるものであると結論付けられる。

また、本稿の分析によって、これまで国家中枢に注目する分析が中心であった政軍関係研究に新たな視点を提示することが出来たと考える。また、屯田兵に関する事例研究の視点から見ると、これまで殆ど行われてこなかった政治学や軍事学等の社会科学からの分析を行ったことは、屯田兵に関する研究に新たな視点を提供出来たと考える。

今後の課題としては、本稿で検討した屯田兵の背景となった国家中枢における政軍関係を再検討し、現場と中央という地理的關係のみならず、その後の政軍関係にどのような影響を与えたのかという歴史的関係を考察することが挙げられる。なお、本稿では我が国を中心に論じてきたが、諸外国における政軍関係についても、より多角的に研究を行っていく必要があると考える。

注

- 1 N. マキャヴェッリ (河島英昭訳)『君主論』(岩波文庫, 1998年), C. A. H. C. トクヴィル (松本礼二訳)『アメリカのデモクラシー 第一巻 (上・下)』(岩波文庫, 2005年) 参照。
- 2 慶応義塾大学地域研究グループ編著『変動期における軍部と軍隊』(慶應通信, 1968年), 日本政治学会編『近代化過程における政軍関係』(岩波書店, 1990年), 笹岡伸矢「ソ連の政軍関係についての一考察—体制移行期を中心に—」『政治学研究論集』第19号 (2004年) 81-100頁。
- 3 Huntington, S. P., *The Soldier and the State* (Cambridge: Harvard University Press, 1985) (in original 1957), pp. 1-3.
- 4 三浦瑠麗「滅びゆく運命 (さだめ)?—政軍関係理論史」『レヴァイアサン』第46号 (2010年) 155-163頁。
- 5 軍事史学会編『PKOの史的検証』(錦正社, 2007年), 小森雄太「政軍関係研究の現代的意義—危機管理における指揮・命令系統に注目して—」『政治学研究論集』第31号 (2010年) 65-79頁。
- 6 関静雄『ロンドン海軍条約成立史—昭和動乱の序曲—』(ミネルヴァ書房, 2007年), 加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』(岩波新書, 2007年)。
- 7 西尾勝『行政学 [新版]』(有斐閣, 2001年) 233-238頁。
- 8 札幌市教育委員会編『屯田兵』(北海道新聞社, 1985年) 11-12頁。
- 9 門松秀樹『開拓使と幕臣—幕末・維新期の行政的連続性—』(慶應義塾大学出版会, 2009年) 106-116頁。
- 10 田端宏, 桑原真人, 船津功他『北海道の歴史』(山川出版社, 2001年) 177-179頁。
- 11 前掲『北海道の歴史』180-183頁。
- 12 池井優『三訂 日本政治外交史』(慶應義塾大学出版会, 1992年) 35-38頁。
- 13 前掲『北海道の歴史』196-198頁。
- 14 坂野潤治『近代日本政治史』(岩波書店, 2006年) 54-57頁。
- 15 前掲『北海道の歴史』206-207頁。
- 16 原剛「北海道屯田兵の設置経緯」『政治経済史学』323号 (1993年) 37-47頁。
- 17 松下芳男『明治軍制史論』(有斐閣, 1956年) 339頁。
- 18 松下芳男『屯田兵制史』(五月書房, 1981年) 229-236頁。
- 19 前掲『屯田兵制史』223-229頁。
- 20 同上149-163頁。
- 21 植民地, 特に内国植民地としての北海道に注目した研究としては, 下記が挙げられる。松岡信之「千島列島における社会構造の研究—「北方領土」問題発生に至る前提条件—」『政治学研究論集』第30号 (2009年) 1-16頁。

- 22 伊藤廣『屯田兵の研究』（同成社，1992年）197-207頁。
- 23 前掲『日本外交史概説』65-66頁。
- 24 前掲『屯田兵の研究』412-415頁。
- 25 前掲『日本外交史概説』70-72頁。
- 26 前掲『屯田兵の研究』416-425頁。
- 27 同上425-430頁。
- 28 坂野潤治『日本憲政史』（東京大学出版会，2008年）77-87頁，前掲『北海道の歴史』218-220頁。
- 29 前掲『近代日本政治史』9-10頁。
- 30 伊藤之雄『昭和天皇と立憲君主制の崩壊』（名古屋大学出版会，2005年）11-16頁。
- 31 橋本寿朗，大杉美香『近代日本経済史』（岩波書店，2000年）44-46頁。
- 32 前掲『日本憲政史』56-76頁。
- 33 前掲『近代日本政治史』54-58頁。
- 34 伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文—内政と外交 1889～1898—』（吉川弘文館，1999年）65-68頁。
- 35 山本四郎『元老』（静山社，1986年）26-36頁。
- 36 藤原彰『日本軍事史（上巻）戦前篇』（社会批評社，2006年）参照。
- 37 Huntington, S. P., *op. cit.*, pp. 81-83.
- 38 しかし，結果的に政治統制を拒否する様な制度の根拠となってしまったことは周知の事実である。額綱厚『近代日本政軍関係の研究』（岩波書店，2005年）2頁。
- 39 伊藤孝夫は統帥権干犯問題が「憲法第一二条編制大権をめぐる解釈論争に他ならなかった」と論じている。伊藤孝夫『大正デモクラシー期の法と社会』（京都大学学術出版会，2000年）195頁。
- 40 S. P. ハンチントン（内山秀夫訳）『変革期社会の政治秩序《上》』（サイマル出版会，1972年）205-211頁。
- 41 雨宮昭一『近代日本の戦争指導』（吉川弘文館，1997年）79-88頁。
- 42 戸部良一は，途上国における政軍関係に関する研究が応用出来るのではないかと述べている。戸部良一「戦前日本の政軍関係—陸軍軍人はなぜ政治化したのか—」『戦略研究』第8号（2010年）37-56頁。
- 43 小森雄太「新制度論の応用可能性に関する—研究—政軍関係理論の視点から—」『政治学研究論集』第32号（2010年）103-116頁。

付記

本稿は，日本科学者会議2009年度研究基金研究助成（研究課題名：近代日本における政軍関係の研究—屯田兵制度を事例として—）による研究成果の一部である。